（認可の申請）
33条の３
１項　33条の認可を受けようとする採石業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
１号　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
２号　登録の年月日及び登録番号
３号　採取計画
２項　前項の申請書には、岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面その他の経済産業省令で定める書類を添附しなければならない。
（認可の基準）
33条の４　都道府県知事は、33条の認可の申請があった場合において、当該申請に係る採取計画に基づいて行なう岩石の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、同条の認可をしてはならない。

⑵　採石法施行規則
（認可の申請）
８条の15
１項　法33条の３第１項の規定により法33条の認可の申請をしようとする者は、様式第15による申請書を都道府県知事（中略）に提出しなければならない。
２項　法33条の３第２項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。（１号から６号まで、９号から11号まで省略）
７号　岩石採取場で岩石の採取を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面
８号　岩石の採取に係る行為に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

２　前提事実
以下の各事実は、当事者間に争いがないか、掲記の各証拠（特記のない限り、枝番号を含む。）及び審理の全趣旨により容易に認められる。

⑴　申請人等
申請人は、石材採掘、石材販売等を目的とするいわゆる特例有限会社であり、採石業者として香川県知事の登録（登録番号香川採石第239号）を受けた者であり、これまで香川県小豆郡土庄町小部字大佐乙705番ほか149筆（合計面積16万8309㎡。別紙１の赤線で囲んだ部分。以下「灘山採石場」という。）において採石事業を営んでいた。中西一宏は、申請人の現在の代表取締役であり、また、中西産業株式会社（以下「中西産業」という。）の代表取締役も務めている。（甲48、乙１の１、審理の全趣旨）

⑵　本件不認可処分に至る経緯等
ア　成和商事株式会社（以下「成和商事」という。）、ユアサ商事株式会社（以下「ユアサ商事」という。）、大西真澄及び大西晃（以下、これらの者を併せて「成和商事等」という。）は、平成25年10月２日から同月18日にかけて、「開発行為の施行同意書」と題する書面（以下「本件各施行同意書」という。）をそれぞれ作成し、申請人に交付した。本件各施行同意書には、開発行為者につき申請人、開発行為をしようとする事業区域に含まれる土地につき灘山採石場、開発行為の目的につき土石の採取と記載されており、その下に「開発行為の施行及び開発行為の完了後の開発区域の緑化について、次の土地を使用することに異議なく同意します。」との記載があり、さらに、同意権者として、成和商事等の記名・押印等がされた上で、同意権者の権利の種類につき「所有権」、同意の有効期限につき「開発行為の完了まで」と記載され、灘山採石場のうち各同意権者の同意に係る土地（合計面積15万3301㎡。別紙１の黄色で塗られた部分。以下「本件土地」という。）がそれぞれ記載されていた。なお、本件土地のうち成和商事が所有権又は共有持分権を有していた土地（以下「成和商事所有地」という。）は別紙２、ユアサ商事が所有権を有していた土地（以下「ユアサ商事所有地」という。）は別紙３のとおりであり、大西真澄及び大西晃は、「香川県小豆郡土庄町小部字水木谷乙595番地」に所在する土地につき、それぞれ５分の１ずつ共有持分権を有していた。（甲４、乙３、４、審理の全趣旨）

イ　灘山採石場の一部は、森林法10条の２第１項に定める「地域森林計画の対象となっている民有林」に該当し、そこで岩石を採取する行為が同項の「開発行為」に該当するため、灘山採石場の一部で岩石を採取するためには、これに関する林地開発許可が必要なところ、申請人は、遅くとも平成29年頃から、灘山採石場の岩石採取に係る岩石採取計画の認可処分や林地開発行為の許可処分等を受けるなどして、灘山採石場で岩石の採取事業を営んでいた（甲18、審理の全趣旨）。

ウ　申請人は、令和３年６月９日、処分庁に対し、採石法33条に基づき、灘山採石場を岩石採取場とする岩石採取計画の認可の申請をし、その際、本件各施行同意書を添附して提出したところ、処分庁は、同年９月９日、上記申請に対し、採取の期間を同日から令和６年７月18日までとした上で、認可処分（３土監第37440号）をした（以下「前件認可処分」という。）。
また、申請人は、令和３年８月11日、処分庁に対し、森林法10条の２第１項に基づき、灘山採石場の一部の土地について、林地開発行為の許可の申請をしたところ、処分庁は、同年９月９日、上記申請に対し、開発行為の目的を土石の採取（採石事業）、開発行為の許可期間を同日から令和６年７月18日までとした上で、許可処分（香川県指令３み保第32829―４号）をした。
申請人は、これらの認可処分及び許可処分を得て本件土地において継続的に岩石採取事業を営んでいた。
（以上につき、甲７、８、乙２、審理の全趣旨）

エ　成和商事等は、令和５年11月10日又は同月20日付けで、灘山採石場のうちそれぞれが所有権又は共有持分権を有する土地等について、申請人に対し、開発行為の施行同意を撤回する旨を通知し、また、その頃、処分庁に対し、開発行為の施行同意を撤回したこと、及び残置森林等の管理に関する土地所有者の誓約を撤回することをそれぞれ通知した（甲28～30、乙３の１から３、審理の全趣旨）。

オ　申請人は、令和６年４月25日、処分庁に対し、採石法33条に基づき、以下の内容の岩石採取計画の認可を申請し（以下「本件認可申請」という。）、本件各施行同意書を添附して提出した。
㋐　岩石採取場の区域
a　所在地　香川県小豆郡土庄町小部字水木谷乙576番２　他149筆（灘山採石場）
b　面積　48万8474㎡
㋑　採取する岩石の種類及び数量
a　花崗岩
b　可採量　310万8506㎥（777万1265ｔ）
㋒　採取期間　認可の日より起算して３年間
これに対し、処分庁は、申請人から本件認可申請に至る経過等の報告を受けた上で、令和６年７月12日、本件認可申請に対し、採石法施行規則８条の15第２項７号に定める書面（以下「７号書面」という。）が添附されていないこと及び森林法の開発許可を得ていないため、同項８号に定める書面（以下「８号書面」という。）が添附されていないことを理由に本件不認可処分をした。
（以上につき、甲48、49、乙１、審理の全趣旨）